

運 営 規 定

社会福祉法人幹福社会 東大和事業所
＜指定居宅介護事業（障害者総合支援法・地域生活支援事業・介護保
険事業）＞

第1条 事業の目的

社会福祉法人幹福社会が開設する指定居宅介護事業所（以下事業所と
いう）が行う指定居宅介護・地域生活支援（移動支援）の事業（以
下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管
理に関する事項を定め、事業所の従業者（アテンダント）が、介護
等を必要とする障害者等（身体障害者・知的障害者・精神障害者・
難病者・障害児）に対して適正な居宅介護・移動支援を提供するこ
とを目的とする。

第2条 運営の方針

事業所は利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立っ
たサービスの提供に努める。

- 1 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、区市町村、
他の居宅介護事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを
提供する団体との連携を図り、総合的な福祉サービスの提供に努める。
- 2 外出時における移動中の介護を適切に行う。

第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人幹福社会 東大和事業所
- 2 所在地 東京都東大和市南街 1-22-6 シティコート南街 1F

第4条 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 [常勤]

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 サービス提供責任者 3名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護及び移動支援の利用の申込みに係わる調整、従業者等（アテンダント）に対する技術指導、居宅介護等計画の作成、サービスの内容の管理等を行う。

3 従業者（アテンダント）2名以上

従業者（アテンダント）は介護福祉士、ヘルパー2級修了者または初任者研修、実務者研修、重度訪問介護従業者養成研修修了者が指定居宅介護及び移動支援の提供にあたる。

4 事務職員 2名（常勤 2名）

必要な事務及び請求業務を行う。

第5条 開所日及び開所時間

事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- 1 開所日 事業所 月曜日から金曜日
(土曜日・日曜日・祝日 12月29日～1月3日は閉所)
- 2 開所時間 事業所 午前9時から午後6時
介助派遣 24時間 365日対応
- 3 携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

第6条 指定居宅介護及び移動支援の内容及び利用者から受領する費用の額等

事業所が行う事業の内容については次のとおりとする

1. 重度訪問介護
 2. 居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助）
 3. 同行援護
 4. 移動支援
 5. 介護保険（身体介護、生活援助）
- 2 指定居宅介護及び移動支援を提供した場合、市長村長が定める基準により算定した額を利用者又はその扶養義務者からうけとる。
 - 3 サービス提供地域を越えて行う指定居宅介護及び移動支援に要し

た交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受けるとする。

第7条 緊急時等における対応方法

従業員（アテンダント）は、居宅介護及び移動支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第8条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、東大和市、武蔵村山市、東村山市、立川市、小平市、国立市、昭島市、国分寺市の地域とする。

第9条 東大和市地域生活支援拠点事業

東大和市地域生活支援拠点事業に対し、東大和市の障害福祉の向上、インクルーシブ社会の実現のために、拠点機能の一部を担うこととする。

第10条 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1、人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- 2、苦情解決体制の整備
- 3、虐待の防止を啓発・普及するための従業員（アテンダント）に対する研修の実施。
- 4、虐待が発生した際は、別途定める「虐待防止対応規定」に基づき対応するものとする。

第 11 条 権利擁護のための成年後見制度

成年後見制度の利用支援に関すること 成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には 利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

第 12 条 その他運営についての留意事項

事業所は、従業員（アテンダント）等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1、 採用時新任研修 採用後 3 ヶ月以内
- 2、 継続研修 年 1 回以上
- 3、 従業者（アテンダント）等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4、 従業者（アテンダント）等であった者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者（アテンダント）等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者（アテンダント）等との雇用契約の内容とする。

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人幹福社会と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日 改正

平成 23 年 5 月 1 日 改正

平成 25 年 2 月 1 日 改正

平成 31 年 12 月 1 日 改正

令和 3 年 5 月 1 日 改正

令和 7 年 3 月 31 日 改定